

# 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に関する取り組み事項

令和7年4月1日

## 1.看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する体制

- (1) 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に関する責任者  
看護部長：竹内 千恵
- (2) 看護職員の勤務状況の管理
  - ①勤務時間平均40時間/週
  - ②連続勤務5日 以内
  - ③有給取得率や時間外労働の把握
  - ④夜勤明けの翌日は原則休み
- (3) 多職種からなる役割分担推進のための委員会及び会議  
開催頻度：2回/年  
参加人数：平均8人/回  
参加職種：医師、看護師、作業療法士、社会福祉士、事務員
- (4) 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する計画  
計画の策定と職員への周知
- (5) 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に関する取り組みの公開  
院内掲示

## 2.看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する具体的な取り組み及び計画

| 項目                     | 内容                           |
|------------------------|------------------------------|
| 業務量の調整                 | 時間外労働が発生しない様な業務量の調整          |
| 看護補助者の配置               | 主として事務的業務を行う看護補助者の配置         |
|                        | 看護補助者の夜間配置                   |
| 短時間正規雇用の看護職員の活用        | 短時間正規雇用の看護職員の活用              |
| 多様な勤務形態の導入             | 勤務形態への個別相談                   |
| 妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮 | 院内保育所の活用、夜間保育の実施             |
|                        | 時短勤務、夜勤の減免制度                 |
|                        | 他部署への配置転換                    |
| 夜勤負担の軽減                | 月の夜勤回数の上限設定                  |
| メンタルサポート               | 年1回ストレスチェックの実施               |
|                        | ハラスメント対策院内研修の実施              |
| 看護補助者活用推進への取り組み        | 「看護補助者活用のための看護管理者研修」に看護師長が参加 |

## 3.看護職員と他職種の業務分担

| 他職種         | 内容                            |
|-------------|-------------------------------|
| 看護補助者       | 看護師の指示のもと軽介助での移動が可能な患者の移動・移送  |
|             | 身体の清潔ケア・日常生活の援助               |
| 歯科衛生士       | 口腔ケア                          |
| 薬剤師         | 病棟配置薬剤の管理、持参薬の管理、配薬の準備、定期処方入替 |
| 理学療法士・作業療法士 | 移乗やADL動作の指導や相談に応じる            |
| 言語聴覚療法士     | 摂食・嚥下訓練の実施                    |
| 臨床放射線技師     | CT検査等における患者の移送を看護職員と行う        |
| 臨床検査技師      | 翌日の採血管の準備・配布                  |
| 社会福祉士       | 転院調整、入退院支援                    |
| 事務員         | 物品の購入・管理・配布、ワクチン接種業務統括        |

さとう記念病院